

進歩性の判断において周知技術の適用の考え方を示す裁判例（2）

「X線撮影装置」事件

H22.8.4 判決 知財高裁 平成 21 年（行ケ）第 10376 号

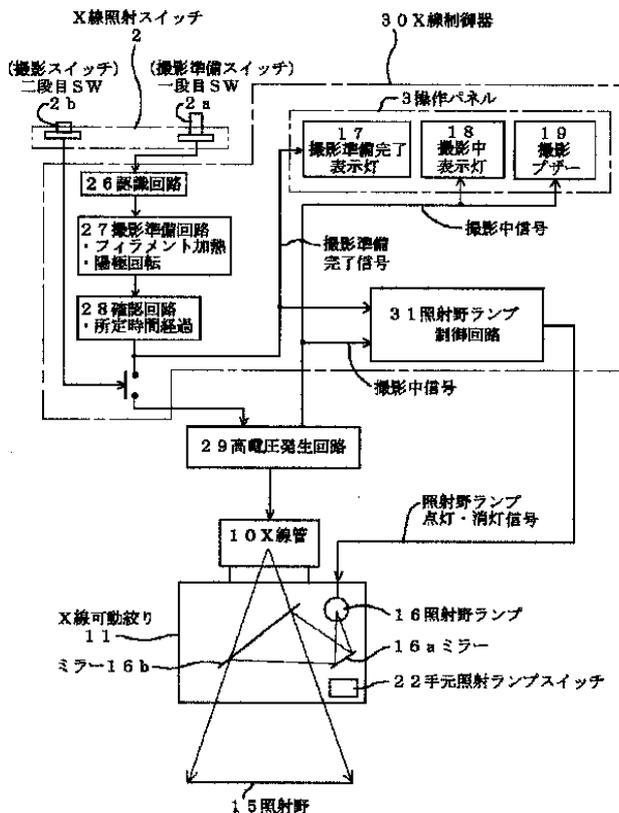
拒絶審決取消請求事件：請求認容

概要

相違点を周知技術で置き換えることのみで想到可能な機械分野の発明について、周知技術による置き換えが困難であるとして、拒絶審決が取り消された事例。

【特許請求の範囲】

被検者の撮影部位に、X線照射野をX線可動絞りの照射野ランプで照準し確認して、X線照射スイッチの第一スイッチの操作によって撮影準備手段を動作させ、準備完了後に、第二スイッチの操作で高電圧をX線管に印加して撮影を行うX線撮影装置において、前記照射野ランプの照射を制御する手段を設け、前記第一スイッチを操作し撮影準備完了状態になると同時に、前記照射野ランプの点灯状態を変化させるようにしたことを特徴とするX線撮影装置。



相違点：「光源の照射を制御する手段を設け、前記第一スイッチを操作し撮影準備完了状態になると同時に、光源の点灯状態を変化させる」「光源」について、本願発明では「被検者の撮影部位に、X線照射野を照準し確認」する「X線可動絞りの照射野ランプ」であるのに対して、引用発明では「第1のレーザー光照射部より」「X線装置から離れている操作者からもよく見える場所、例えば天井の平面に照射され」る「レーザー光」である点。

【争点】（取消事由）

取消事由として、下記の理由により、本願発明の進歩性に係る判断の誤りを主張した。

- (1) 本願発明の課題及び特徴を把握しない判断の誤り
- (2) 事後分析的かつ非論理的思考に基づく判断の誤り
- (3) 阻害要因を看過した誤り
- (4) 周知技術を適用した判断の誤り

【裁判所の判断】

X線撮影装置において、照射野ランプは、被検者の照射部位を確認するとともに、装置の操作者や看護師などの被曝を防ぐため、X線の照射範囲を確認するための構成であり、引用発明の移動形X線撮影装置に照射野ランプを設けることそれ自体は、格別の阻害事由を有するものではない。

照射野ランプが点滅することなどにより、X線撮影装置の「作動状態」を視覚上明らかにする技術は周知であった。しかし、本願発明及び引用発明は、X線撮影装置の作動状態ではなく、「撮影準備完了状態」を視覚的に認識することを課題とする。

被検者に不安を与えることなく、操作者に撮影準備完了状態を視覚的に容易に認識させる目的の引用発明において、X線装置の上方で、かつ、装置から離れている操作者からもよく見える場所として例示されている天井（平面）のほかに、撮影準備完了状態を視認させるレーザー光を当てる場所として、「被検者の撮影部位」を選択することは、

【審決の認定判断】

下記の相違点を認定した上で、本願発明は、引用発明並びに周知例1及び2に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができる判断した。

人体にレーザー光線を当てることによって、少なくとも「被検者に不安を与えること」が当然予想されることも併せ考慮すると、当業者にとって想到すること自体が困難ということが出来る。

仮にこれが当業者にとって容易想到であったとしても、照射野ランプとレーザー光照射部とがX線撮影装置に併設されるというにとどまり、それ以上に、X線照射野を照準し確認するための照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる機能を併せ持たせることによって、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光を照射するためのレーザー光照射部を不要とすることについては、引用例は、そもそも照射野ランプの構成自体を有さない以上、何らの示唆を有するものではない。

照射野ランプについても、これに撮影準備完了状態を知らせる機能を併せ持たせる構成は、本願発明の出願前においては、周知ではなかったのであるから、引用発明において、撮影準備完了状態を知らせるレーザー光に代えて、照射野ランプに撮影準備完了状態を知らせる光の光源としての機能を付加する動機付けを見いだすこともできない。

【検討】

《本件判決の意義》

進歩性の判断における周知技術の適用に関して、審決が取り消されるケースには、①主引例が不適切、②周知技術の認定の誤り、③周知技術の結び付けの誤り、の3つのパターンがある（弊所尾崎弁理士の論文*参照）。

本件は、上記③による主張を主に行ったケースであり、周知技術である照射野ランプを適用するにあたり、その機能を従来と異なるものに変更して、これをレーザー照射器と置き換えることは、当業者に容易でないと判断されている。

裁判所も照射野ランプを適用すること自体は、当業者に容易想到であると判断しており、特許庁ではレーザー照射器と置き換えることまで容易であると判断したのに対して、裁判所では置き換えが困難であると判断したため、審決が覆されている。ただし、照射野ランプにより、X線撮影装置の「作動状態」を知らせることも周知技術であるため、進歩性の判断としては、微妙なケースであったと言える。

《実務上の指針》

拒絶理由中の進歩性の判断において、周知技術を主引用発明に適用することによって、進歩性が否定される場合は、実務上かなり多い。このような場合、従来の判決例に基づいて、①主引例が不適切でないか、②周知技術の認定自体に誤りがないか、③周知技術を他の引例に結び付ける際の動

機付けに関する誤りはないか、などを検討することが有効である。

特に上記③については、本判決の例にならぬ、周知技術を適用する際の動機付けが、本願発明の発明特定事項のどの部分にまで働き、それ以上の部分については、動機付けが生じないといった議論をすることが重要である。

以上

*「特許」2010年6月号「進歩性判断における周知技術」